明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○放送法施行規則の一部を改正する省令（総務八〇）　一
〔告　示〕
○国宝に文化財を追加して指定する件（文部科学一〇六）　四
○文化財を重要文化財に指定する件（同一〇七）　六
○重要文化財に文化財を追加して指定する件（同一〇八）　七
○伝統的建造物群保存地区を重要伝統的建造物群保存地区として選定する件（同一〇九）　二
○文化財を登録有形文化財に登録する件（同一一〇）　二
○文化財保護法第五十九条第三項に基づき登録有形文化財の登録を抹消する件（同一一一）　二
○文化財保護法第五十九条第二項に基づき登録有形文化財の登録を抹消する件（同一一二）　二
○特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和六管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（農林水産一五八九）　三
〔官庁報告〕
法　務
判決（最高裁判所）　一六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三三
特殊法人等
令和五年度財務省共済組合の決算、独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効関係　六二
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、農業協同組合法第七十三条第四項で準用する法第六十四条の二の届出関係　六三
会社その他
会社決算公告　六六

省令

○総務省令第八十号

放送法の一部を改正する法律（令和六年法律第三十六号）の一部の施行に伴い、放送法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年八月十五日

総務大臣　松本　剛明